

## 保育料の減免制度について

下表の条件に該当する場合は、保育料が減額または免除になります。

階層	条件番	条 件	適用する額
C階層及びD階層	1	生活保護法による保護を受けたとき。	A階層の基準額（当月分のみ）
	2	その世帯の収入額が生活保護法による基準に満たないとき。	B階層の基準額
	3	今年度分の区市町村民税が、地方税法第295条の規定により非課税となったとき又は第323条の規定により免除されたとき。	
	4	地方税法第15条又は課税団体の条例の規定により、前年度又は今年度分の区市町村民税の徴収を猶予され、又は納期を延長されたときは、その事情のやむまで。	C1階層はB階層の基準額 C2, C3階層はC1階層の基準額 D階層は、3階層低位の基準額
	5	地方税法第323条の規定により、前年度分の区市町村民税が均等割額以下に減額されたとき。	C1階層はB階層の基準額 C2, C3, D階層はC1階層の基準額
	6	今年度分の区市町村民税が均等割額以下に課税されたとき又は減額されたとき。	
C1階層	7	その年に前年の所得額の10分の1を超える災害又は盗難若しくは横領による損失（損害保険等受領額を控除する。）を生じたとき（損失額の認定及び災害の範囲は、地方税法の例による）。※事業用のは除きます。	B階層の基準額
	8	その年に前年の所得額の100分の5又は地方税法に定める最高限度額を超える医療費（保険金等で補てんされる金額を控除する。）を支出したとき（医療費の認定及びその範囲は、地方税法の例による）。	
	9	その年に稼働能力のない世帯員（扶養控除の対象となる者）が増加したとき、又はその年の主たる稼働者が失業したとき。	
C2、C3及びD階層	10	その年に前年の所得額の10分の1を超える災害又は盗難若しくは横領による損失（損害保険等受領額を控除する。）を生じたとき（損失額の認定及び災害の範囲は、地方税法の例による）。※事業用のは除きます。	雑損控除の適用を受けたものと仮定し算出した所得割課税額に対応する階層の基準額
	11	その年に前年の所得額の100分の5又は地方税法に定める最高限度額を超える医療費（保険金等で補てんされる金額を控除する。）を支出したとき（医療費の認定及びその範囲は、地方税法の例による）。	医療費控除の適用を受けたものと仮定し算出した所得割課税額に対応する階層の基準額
	12	その年に稼働能力のない世帯員（扶養控除の対象となる者）が増加したとき。	扶養控除の適用を受けたものと仮定し算出した所得割課税額に対応する階層の基準額
	13	その年の主たる所得者が失業したとき。	世帯の所得割課税額から主たる所得者の所得割課税額の除き、退職所得に係る課税額を加算した額に対応する階層の基準額
C階層及びD階層	14	その世帯の前3か月の平均収入額が前年の平均収入月額（いずれも賞与を除く。）より1割以上低額と認められるとき。 ※育児休業取得による収入減を除く（適用期間は3か月、再申請は可）。	1階層低位の階層の基準額
	15	支給認定子どもに係る支給認定保護者又は当該支給認定子どもの扶養義務者が、婚姻によらないで母又は父となった者であって現に婚姻していないものであるとき。	地方税法の寡婦・寡夫とみなして算出した所得割課税額に対応する階層の基準額
	16	同一世帯に次のいずれかとも月ぎめ保育契約をしている児童がいる場合。 杉並区保育室、認証保育所、グループ保育室、家庭福祉員、家庭福祉員グループ、東京都の指導監督基準を満たす証明書の交付を受けた認可外保育施設	5階層低位の階層の基準額
	17	同一世帯に次のいずれかに該当する者がいる場合。 身体障害者手帳1～2級、愛の手帳1～3度、精神障害者福祉手帳1～2級、要介護5の認定	1階層低位の階層の基準額

### ★減免申請の手続きについて

- ・「保育料等減免申請書」及び確認書類の提出が必要となります。必要な確認書類の内容については、保育課保育相談係までご連絡ください。
- ・条件番号15を除き、重複しての減免はできません。（減免額の多い条件により減免します）
- ・減免の期間は申請をした月から適用を開始し、条件により異なりますが最長で年度末までです。
- ・減免の条件に該当しても、計算の結果により減額にならない場合があります。